

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【基本補償Ⅰ】施設・業務遂行危険の賠償責任(海外事業総合賠償責任特別約款)

| 損害の種類                          | 保険金をお支払いする損害の概要   |
|--------------------------------|---|
| 損害賠償金                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被害者に対する損害賠償金をお支払いします。</li> </ul>   |
| 争訟費用・協力費用など<br>(補完支払条項に規定する費用) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 損害賠償請求について、次の①から⑦の費用をお支払いします。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 弁護士費用およびその他の訴訟にかかるすべての費用</li> <li>② 身体障害についての賠償責任の補償が適用される車両の利用に起因する事故または交通法規違反により要求される保釈ボンドの費用。ただし、弊社は、当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>③ 差押解除ボンドの費用。ただし、弊社は、当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>④ 損害賠償請求または訴訟の調査または防御について、弊社の求めに応じて弊社を補助したことによる合理的な経費全額。この経費には、就労不能による現実に発生した収入喪失額を含みます。</li> <li>⑤ 訴訟において、課された費用全額</li> <li>⑥ 弊社が支払う判決額の額に相当する額に対して課せられた判決までの利息。ただし、弊社がこの保険契約に適用される支払限度額相当額の支払いを申し出たときは、その申出後の期間に対する判決までの利息は支払いしません。</li> <li>⑦ 判決登録後から、この保険契約に適用される支払限度額の範囲内で弊社が支払う判決の額に相当する額に対して、弊社が支払い、支払いを申し出、または裁判所に供託するまでの間に発生する判決後の利息</li> </ol> </li> </ul> |
| 被害者の治療費用                       | <p>施設または業務遂行に起因する事故によって生じた他人の身体障害につき、過失の有無にかかわらず、治療費用(※)を合理的な範囲においてお支払いします。</p> <p>(※)治療費用とは次の費用をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事故発生時の応急手当費用</li> <li>② 内科的、外科的、X線および歯科の処置に必要な費用。これには補綴(ほてつ)器具の費用を含みます。</li> <li>③ 救急車、病院、専門的看護および葬儀に必要な費用</li> </ol>   |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いいたします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【基本補償Ⅱ】生産物・完成作業危険の賠償責任(海外事業総合賠償責任特別約款)

| 損害の種類                          | 保険金をお支払いする損害の概要   |
|--------------------------------|---|
| 損害賠償金                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被害者に対する損害賠償金をお支払いします。</li> </ul>   |
| 争訟費用・協力費用など<br>(補完支払条項に規定する費用) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 損害賠償請求について、次の①から⑦の費用をお支払いします。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 弁護士費用およびその他の訴訟にかかるすべての費用</li> <li>② 身体障害についての賠償責任の補償が適用される車両の利用に起因する事故または交通法規違反により要求される保釈ボンドの費用。ただし、弊社は、当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>③ 差押解除ボンドの費用。ただし、弊社は、当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>④ 損害賠償請求または訴訟の調査または防御について、弊社の求めに応じて弊社を補助したことによる合理的な経費全額。この経費には、就労不能による現実に発生した収入喪失額を含みます。</li> <li>⑤ 訴訟において課された費用全額</li> <li>⑥ 弊社が支払う判決額の額に相当する額に対して課せられた判決までの利息。ただし、弊社がこの保険契約に適用される支払限度額相当額の支払いを申し出たときは、その申出後の期間に対する判決までの利息は支払いません。</li> <li>⑦ 判決登録後から、この保険契約に適用される支払限度額の範囲内で弊社が支払う判決の額に相当する額に対して、弊社が支払い、支払いを申し出、または裁判所に供託するまでの間に発生する判決後の利息</li> </ol> </li> </ul> |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いいたします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【基本補償Ⅱ】生産物回収費用(生産物回収費用限定補償特約(海外事業総合賠償責任特別約款に付帯))

| 損害の種類   | 保険金をお支払いする損害の概要   |
|---------|---|
| 生産物回収費用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生産物回収に直接関連して支払われた合理的で必要な次の費用をお支払いします。</li> <li>① 通知・告知にかかる費用</li> <li>② 文房具、封筒、案内文作成、郵便料金またはファックスに要する費用</li> <li>③ 定額給従業員以外の従業員に支払われた超過勤務手当およびそのような従業員に生じる交通費および宿泊費を含む費用</li> <li>④ コンピュータ稼働のための費用</li> <li>⑤ 独立請負人に依頼するまたはその他臨時雇用者を雇用するための費用</li> <li>⑥ 運送、輸送または包装費用</li> <li>⑦ 倉庫または保管場所の費用</li> <li>⑧ 再利用できない生産物または生産物を含む他の製造物の適切な廃棄に要する費用。ただし、被保険者の当初の購入価格または当該生産物の製造費用を超えないものとします。</li> </ul> |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意ください。よろしくお願いいたします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【基本補償 I + II のご契約に自動セット】 海外危機対応費用(危機対応費用拡張補償特約)

| 損害の種類  | 保険金をお支払いする損害の概要  |
|--------|--|
| 危機対応費用 | <p>➤ 次の費用をお支払いします。</p> <p>① 被害者の救助または被害者の援助を行うために負担した、合理的かつ必要な緊急移送費用(※1)、緊急心理処置費用(※2)、葬祭費、旅費、臨時生活費</p> <p>② 危機事案の現場の保存ために被保険者が負担した合理的かつ必要な費用</p> <p>(※1) 緊急移送費用とは、危機事案において身体障害を被った被害者を医療機関に移送するために、危機事案の発生後24時間以内に発生した合理的かつ必要な緊急移送のための費用をいいます。</p> <p>(※2) 緊急心理的処置費用とは、危機事案の発生後14日以内に被害者に対して施される心理的処置または心理カウンセリングに要した合理的かつ必要な費用をいいます。ただし、薬剤費または入院費を含みません。なお、これらの心理的処置または心理カウンセリングは、危機管理会社による承認をもって行われるものに限ります。</p> |
| 危機管理費用 | <p>➤ 次の費用をお支払いします。</p> <p>○ 対外的信頼を維持もしくは回復するために、広報活動もしくはマスメディア対策を行う上で負担した合理的かつ必要な報酬または費用。なお、これらの費用には、風評危険を管理するための印刷費、広告費または資料の郵送費を含みますが、従業員の給与は含みません。</p>  |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いいたします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【オプション補償】レンタカー等の自動車の賠償責任(海外事業自動車賠償責任特別約款)

| 損害の種類                          | 保険金をお支払いする損害の概要   |
|--------------------------------|---|
| 損害賠償金                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被害者に対する損害賠償金をお支払いします。</li> </ul>   |
| 争訟費用・協力費用など<br>(補完支払条項に規定する費用) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 次の費用をお支払いします。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 弁護士費用およびその他の訴訟にかかるすべての費用</li> <li>② 弊社が補償する事故により要求される保釈ボンドの費用(関連する交通法規違反のためのボンドも含まれます。)。ただし、弊社は当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>③ 訴訟における差押解除ボンドの費用。ただし、弊社は当該ボンドを発行する義務を負いません。</li> <li>④ 弊社の求めに応じて負担する合理的な経費全額。この経費には、就労不能により現実に発生した収入喪失額を含みます。</li> <li>⑤ 訴訟において課された費用全額</li> <li>⑥ 訴訟において判決登録後から発生する判決額にかかる経過利息全額。ただし、弊社の利息支払義務は、適用される支払限度額の範囲内で弊社が判決額を支払い、支払いを申し出、または裁判所に供託した時に終了します。</li> </ol> </li> </ul> |
| 被害者の治療費用                       | <p>弊社は事故に起因して生じた身体障害を被った人に対して、それらの身体障害の原因となった事故の発生日から1年以内に負担したすべての合理的な治療費用を支払います。ただし、それらの身体障害が、補償対象自動車の所有、管理または使用(積込みおよび積下しを含みます。)により生じた場合に限りです。</p>  |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【オプション補償】 使用者賠償責任(使用者賠償責任特別約款)

| 損害の種類                          | 保険金をお支払いする損害の概要  |
|--------------------------------|--|
| 損害賠償金                          | <p>➤ 被害者に対する損害賠償金をお支払いします。なお、損害賠償金には次の損害が含まれます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 従業員の障害に基づいて、損害賠償請求を受けた第三者が、それによる損害を回復するために被保険者に対して提起した訴訟を原因として、当該第三者に対して責任を負うべき損害賠償金</li> <li>② 介護、役務の喪失に対する損害賠償金</li> <li>③ 障害を受けた従業員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹に結果的に発生した障害。ただし、これらの損害賠償金が、障害を受けた当該従業員を被保険者が雇用していることに基づいて生じた障害により直接的に生じた損害賠償金でなければなりません。</li> <li>④ 雇用に基づいて従業員が被った障害を原因として、使用者としての地位にある者としての責任追及によらずに、提起された訴訟による損害賠償金</li> </ol> |
| 争訟費用・協力費用など<br>(補完支払条項に規定する費用) | <p>➤ 次の費用をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 弊社の求めに応じることにより発生した合理的な費用。ただし利益の損失を含みません。</li> <li>② 差押解除bondおよび上訴保証金の保証料。ただし、保証金の額は、この保険契約に基づいて支払われる支払限度額を上限とします。</li> <li>③ 訴訟において課された訴訟費用</li> <li>④ この保険契約に基づく支払額を弊社が提示するまでに生じた、判決に対する金利(法令により求められたものとします。)</li> <li>⑤ 弊社が負担した費用(弁護士費用等)</li> </ol>   |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意ください。よろしくお願いいたします。

このご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【オプション補償】 特殊危険対応費用(特殊危険対応費用特別約款)

| 損害の種類     | 保険金をお支払いする損害の概要   |
|-----------|---|
| セキュリティ費用  | <p>➤ 次の費用をいいます。</p> <p>○ 被保険者が負担し、支払った、警備員の雇用のための費用や既存の警備員に対する超過勤務手当などの費用。ただし、誘拐、脅迫、脅しまたはハイジャックが最初に発生した日から90日以内に被保険者が負担し、支払った費用に限り、また、セキュリティ・コンサルタント(※1)が具体的にこれらのセキュリティ対策を推奨したことを条件とします。</p>  |
| コンサルタント費用 | <p>➤ 次の費用をいいます。</p> <p>① セキュリティ・コンサルタント(※1)に支払う合理的な報酬および費用</p> <p>② パブリック・リレーション・コンサルタント(※2)に支払う合理的な報酬および費用</p> <p>(※1) セキュリティ・コンサルタントとは、弊社が承認した誘拐および身代金/脅迫コンサルタントまたは弊社がその利用を事前に承認しているその他の独立したセキュリティ・コンサルタントをいいます。</p> <p>(※2) パブリック・リレーション・コンサルタントとは、弊社が承認したパブリック・リレーション・コンサルタントまたは弊社がその利用を事前に承認しているその他のパブリック・リレーション・コンサルタントをいいます。</p> |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いいたします。



## WorldRisk® 補償内容についてのご案内

(2021年6月1日以降募集契約に使用)

のご案内では、WorldRisk®でお支払いする主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

### 【オプション補償】 従業員の不正行為による損害(事業不正行為損害特別約款)

| 損害の種類        | 保険金をお支払いする損害の概要  |
|--------------|--|
| 金銭および有価証券の損害 | 被保険者の従業員による金銭または有価証券の盗取の直接の結果として発生した損害に対して保険金をお支払いします。 |

※WorldRisk®普通保険約款およびこれに付帯される各特別約款・特約は、英文の約款を正約款としております。上記の記載は、便宜上参考訳約款をもとに作成しております点ご注意くださいようお願いいたします。